（乗継円滑化措置に係る協議に応じない正当な理由）

第三十七条の六　法第二十二条の三第二項の国土交通省令で定める正当な理由は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一・二　（略）

（協議の開始又は再開の命令）

第三十七条の七　法第二十二条の三第三項の申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した協議開始（再開）命令申立書を提出しなければならない。

一～五　（略）

２・３　（略）

（裁定）

第三十七条の八　法第二十二条の三第四項の国土交通大臣の裁定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した裁定申請書を提出しなければならない。

一～三　（略）

四　法第二十二条の三第三項の協議の開始又は再開が命ぜられた年月日

五・六　（略）

２　（略）

（権限の委任）

第七十一条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

一　法第七条第一項の認可であつて次に掲げるもの

イ　第五条第一項第二号ニ（設計通過トン数に限る。）及び第四号から第六号までに掲げる事項に係るもの（新幹線鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）附則第六項に規定する暫定整備計画に係る同項第一号の新幹線鉄道規格新線及び同項第二号の新幹線鉄道直通線（第十号の五及び次項第四号において「新幹線鉄道等」という。）に係るものを除く。）

ロ　法第四条第一項第八号及び第十号に掲げる事項に係るもの（期間を限定する第二種鉄道事業の許可を受けた者及び法第五条第二項の適用を受けて鉄道事業の許可を受けた者（第五号の二ハにおいて「特定目的鉄道事業者」という。）に鉄道線路を使用させる場合に限る。）

一の二～五　（略）

五の二　法第十五条第一項及び第二項の認可であつて次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　専ら貨物を運送する鉄道事業者（貨物の運送に係る路線の長さ、貨物の運送量等を考慮して国土交通大臣が告示で定める鉄道事業者（第八号及び第九号において「特定貨物鉄道事業者」という。）に係るものを除く。）に鉄道線路を使用させ又は譲渡する場合の使用条件又は譲渡条件に係るもの

ハ　（略）

六　法第十六条第一項の認可であつて次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　イに掲げるもののほか、普通旅客運賃、定期旅客運賃その他の基本的な旅客の運賃（旅客の運送に係る路線の長さ、直通運輸の実施の状況等を考慮して国土交通大臣が告示で定める鉄道事業者（第八号及び第九号において「特定旅客鉄道事業者」という。）にあつては、普通旅客運賃、定期旅客運賃、特別急行料金その他の基本的な旅客運賃等）に係るもの（軽微なものを除く。）以外のもの

七～十の二　（略）

（乗継円滑化措置に係る協議に応じない正当な理由）

第三十七条の三　法第二十二条の二第二項の国土交通省令で定める正当な理由は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一・二　（略）

（協議の開始又は再開の命令）

第三十七条の四　法第二十二条の二第三項の申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した協議開始（再開）命令申立書を提出しなければならない。

一～五　（略）

２・３　（略）

（裁定）

第三十七条の五　法第二十二条の二第四項の国土交通大臣の裁定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した裁定申請書を提出しなければならない。

一～三　（略）

四　法第二十二条の二第三項の協議の開始又は再開が命ぜられた年月日

五・六　（略）

２　（略）

（権限の委任）

第七十一条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

一　法第七条第一項の認可であつて次に掲げるもの

イ　第五条第一項第二号ニ（設計通過トン数に限る。）及び第四号から第六号までに掲げる事項に係るもの（新幹線鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）附則第六項に規定する暫定整備計画に係る同項第一号の新幹線鉄道規格新線及び同項第二号の新幹線鉄道直通線（以下本条において「新幹線鉄道等」という。）に係るものを除く。）

ロ　法第四条第一項第八号及び第十号に掲げる事項に係るもの（期間を限定する第二種鉄道事業の許可を受けた者及び法第五条第二項の適用を受けて鉄道事業の許可を受けた者（以下本条において「特定目的鉄道事業者」という。）に鉄道線路を使用させる場合に限る。）

一の二～五　（略）

五の二　法第十五条第一項及び第二項の認可であつて次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　専ら貨物を運送する鉄道事業者（貨物の運送に係る路線の長さ、貨物の運送量等を考慮して国土交通大臣が告示で定める鉄道事業者（以下この項において「特定貨物鉄道事業者」という。）に係るものを除く。）に鉄道線路を使用させ又は譲渡する場合の使用条件又は譲渡条件に係るもの

ハ　（略）

六　法第十六条第一項の認可であつて次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　イに掲げるもののほか、普通旅客運賃、定期旅客運賃その他の基本的な旅客の運賃（旅客の運送に係る路線の長さ、直通運輸の実施の状況等を考慮して国土交通大臣が告示で定める鉄道事業者（以下「特定旅客鉄道事業者」という。）にあつては、普通旅客運賃、定期旅客運賃、特別急行料金その他の基本的な旅客運賃等）に係るもの（軽微なものを除く。）以外のもの

七～十の二　（略）